

答 申

第1 審査会の結論

山梨県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成14年2月1日付けで異議申立人に対して行った一部開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、平成14年1月18日付けで「文部省委嘱等事業費返還事務処理委員会の構成員氏名、他組織に発送依頼した文書、会の議事録」の開示を求めて開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に対応する行政文書として、「文部省委嘱等事業費返還事務処理委員会設置要綱、文部省委嘱等事業費に係る返還の方法、文部省委嘱等事業費返還事務処理委員会名簿、文部省委嘱等事業費の返還に係る協力要請について（山梨県教職員組合執行委員長、山梨県公立小中学校長組合執行委員長、山梨県公立小中学校教頭組合執行委員長、山梨県高等学校教職員互助会理事長あて）、文部省委嘱等事業費の返還に係る協力依頼について（各高等学校長、各高等学校評議委員あて）」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、会の議事録については、作成されていないとした一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成14年2月1日付け教総4第1-6号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年2月22日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施

機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての趣旨及び理由

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示するとの決定を求めるといものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、不開示理由説明書に対する意見書及び当審査会が実施した口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会は、約3,000万円の不正支出について、文部省委嘱等事業費返還事務処理委員会を設置した。当該委員会の設置は、「不正支出」に係る行政文書の開示を求めた訴訟において県教育委員会が提出した準備書面から存在が明らかになったものであり、このことから当該委員会は、任意団体とはいえ、不正問題に深く関わった存在である。

県教育委員会も認めているとおり、不開示理由説明書に記載された「行政文書に該当するか疑義があるところであるが、文部省委嘱等事業費返還事務処理委員会の設置された趣旨及びその庶務が教育庁総務課に置かれていたこと等に配慮して全面開示とした」という説明は、文部省委嘱等事業費返還事務処理委員会が行政と密接に関連した重要な存在であることを裏付けている。

したがって、会の議事録が不存在であるということとはあり得ない。

- (2) 高等学校教職員互助会の評議員会には、議案の資料として不正支出金の返還のための協力金額について各関係団体ごとに記した文書が提出されている。また、この資料は、いくつかの団体にも配布されている。各団体へカンパを要請したときに詳しい内訳書が添付されていなければ団体として対応できないのは明らかである。カンパを要請された側にある文書が、要請した側にはないはずがない。

したがって、文部省委嘱等事業費の返還に係る協力要請についての文書には、各団体ごとの協力金額を記した添付資料があるはずである。

- (3) 約3,000万円の不正支出は、どこで、だれがどのような不正を行

ったものであるのか、教育に関わる問題であるという点からも事実が明らかにされなければならない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書及び当審査会が実施した口頭での意見聴取で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

##### 1 会の議事録の不存在について

文部省委嘱等事業費返還事務処理委員会は、不適切に経理された支出金を国庫に返還する事務を処理するために、有志をもって設置された委員会であり、行政組織内に置かれたものではない。

一般に議事録は、あらゆる会議において作成される訳ではなく、法令等に定めのある場合や後に紛争を生じるおそれがある場合などの必要に応じ作成されるのが通例である。

文部省委嘱等事業費返還事務処理委員会は任意の団体であり、開催された会議は、会議資料に基づき趣旨を説明する内容の会議であったことから、議事録は作成されなかったものである。

また、設置要綱にも議事録を作成する旨の規定はない。

##### 2 添付資料の不存在について

文部省委嘱等事業費返還事務処理委員会が各団体長等へ協力要請あるいは協力依頼した文書は、不適切に経理された支出金を国庫へ返還するために寄附を依頼したものである。いわゆるカンパを募ったものであり、具体的な金額を示して負担等を求める趣旨のものではない。

異議申立人が高等学校互助会評議員会やいくつかの団体に配付されるとする不適正支出金の返還のための協力金額について各関係団体ごとに記した文書は、協力要請あるいは協力依頼した文書を発送する以前に各関係団体に説明等を行った経過の中で使用されたと思われる。

協力要請あるいは協力依頼した文書の文面にも別添の資料があることの記述はなく、添付資料は存在しない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人提出の異議申立書、意見書、実施機関提出の行政文書一部開示決定通知書、不開示理由説明書、異議申立人からの口頭による意見陳述の聴取、実施機関からの口頭による意見の聴取及び本件文書記載事項の調査結果に基づいて以下のとおり判断した。

### 1 本件文書について

異議申立人が開示請求した一連の文書は、平成9年の会計検査院の現地検査において指摘された文部省委嘱等事業費不適正支出に関して、委嘱等事業費の国への返還事務を中心となって行った文部省委嘱等事業費返還事務処理委員会（以下「事務処理委員会」という。）に係る文書である。

### 2 争点

事務処理委員会の議事録及び各団体長等へ協力要請あるいは協力依頼した文書の添付資料が不存在としてなされた実施機関による一部開示決定処分が妥当であったか否か、という点である。

### 3 事務処理委員会の性格とその文書について

事務処理委員会は、文部省委嘱等事業費不適正支出に関して、文部省（現在の文部科学省）から文部省主管歳入徴収官山梨県出納長に発せられた債権発生通知書に係る返還金を返還する事務を処理するため、独自の設置要綱に基づき設置された団体である。

事務処理委員会の設置は、形式的には教育委員会とは独立した任意団体のような形態を取っているが、事務処理委員会の庶務は教育庁総務課において処理され、その構成員は、当時の教育委員会の教育次長、各課室長、総務課総括課長補佐及び総務課総務担当課長補佐を構成員とし、委員長には教育次長が、副委員長には、教育庁総務課長が就いていた。また、返還に係る文部省との交渉は、教育庁総務課が行っており、事務処理委員会は、これと並行して、返還金に充てるための寄付金等の調達及び返還金を支払う事務を行っていた。

これらのことからすると、事務処理委員会は実質的には任意団体とは言えず、現に教育委員会が保有しているこの団体の文書は、単に取得した行

政文書というより、本来の行政文書と言えるものである。

#### 4 文書の不存在について

実施機関に対して、事務処理委員会の議事録の不存在について説明を求めたところ、実施機関は、事務処理委員会の会議は一度だけ開催され、会議の内容は、資料を配布し、当該資料を説明するというものであり、また、議事録を作成する旨の規定もないことから議事録は作成しなかったと説明した。

また、高等学校互助会評議委員会の議案の資料である不適正支出金の返還のための協力金額を各関係団体ごとに記した文書については、正式な協力要請あるいは協力依頼するに際して事前に各団体長等へ口頭で説明するための資料として作成されたもので、当時、返還する時点により延滞金等の計算から金額が確定できず何種類も作成されたものの一つと思われるとの説明であった。

当審査会において、異議申立人に開示した文書を除いた事務処理委員会の文書の存在について何が存在しているのか確認したところ、借用証書及び返還の振り込み書以外に確認できなかった。

実施機関が考えていた事務処理委員会の性格、役割から考えると、その当、不当はさておき、議事録及び各団体ごとの協力金額を記した添付資料は作成されず、これら文書は不存在と当審査会は判断した。

#### 5 結 論

以上、当審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

#### 6 附帯意見

実施機関は、事務処理委員会は任意の団体であるため、議事録は作成されなかった旨説明しているが、当審査会としては、形式上は任意団体であっても、その性格や行政との関連性において個別具体的に判断し、実質的に行政の事務を執行するような場合は、行政における説明責任、透明性の確保という情報公開の観点から、山梨県行政文書管理規程等にある「意思決定に当たっては文書を作成して行う」とする規定にならい、記録を残すことが望ましいと考える。

## 7 審査の経過

当審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成14年 3月 4日	諮問
14年 3月29日	実施機関から不開示理由説明書を受理
14年 5月 9日	異議申立人から意見書を受理
14年 5月30日 (14年度第1回審査会)	審議
14年 6月13日 (14年度第2回審査会)	審議 異議申立人からの口頭による意見陳述の聴取および実施機関からの口頭による意見の聴取
14年 7月29日 (14年度第3回審査会)	審議
14年 9月 2日 (14年度第4回審査会)	審議

山梨県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職名	備考
内田 清	弁護士	会長
中山 光勝	身延山大学教授	会長代理
石原 喜文	山梨学院大学教授	
牧野 治	前国民健康保険団体連合会専務理事	
渡邊 幸恵	公認会計士	